

第八十四回国 参議院大蔵委員会會議録第二十四号

(三三六)

昭和五十二年六月六日(火曜日)
午前十時十二分開会

委員の異動

六月二日

辞任

宮之原貞光君

補欠選任

浜本 万三君

六月三日

辞任

浜本 万三君

補欠選任

目黒今朝次郎君

六月五日

辞任

目黒今朝次郎君
森下 昭司君
渡辺 武君

補欠選任

浜本 万三君
大塚 喬君
小笠原貞子君

出席者は左のとおり。

委員長

嶋崎 均君

理事

藤田 正明君
細川 護熙君
福岡 知之君
塩出 啓典君
中村 利次君

委員

岩動 道行君
糸山英太郎君
堀木 又三君
河本嘉久蔵君
中西 一郎君
松垣徳太郎君
藤井 裕久君
宮田 輝君
竹田 四郎君
浜本 万三君

国務大臣

大蔵 大臣

政府委員

大蔵政務次官
大蔵省主計局次
長
大蔵省理財局長
大蔵省銀行局長

吉田忠三郎君
多田 省吾君
佐藤 昭夫君
市川 房枝君
野末 陳平君
村山 達雄君
井上 吉夫君
禿河 徹映君
田中 敬君
徳田 博美君
杉本 金馬君

説明員

文部省大学局学
生課長
文部省管理局企
画調整課長
文部省管理局福
利課長
中小企業庁小規
模企業部小規模
企業政策課長

石井 久夫君
塩津 有彦君
高野 文雄君
富永 孝雄君

本日の會議に付した案件

○国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の
一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(嶋崎均君) ただいまから大蔵委員会を
開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。
昨五日、森下昭司君及び渡辺武君が委員を辞任
され、その補欠として大塚喬君及び小笠原貞子君
が選任されました。

○委員長(嶋崎均君) 国民金融公庫法及び沖繩振
興開発金融公庫法の一部を改正する法律案を議題
とし、前日に引き続き質疑を行います。

中小企業金融公庫につきましては、公庫の定める
代理貸付事務取扱要領によりましてこれは七・三
%と、このように決められているわけでございます
す。

○竹田四郎君 初歩的なことをちよつとお尋ねを
いたしたいと思ひますが、国民金融公庫業務方法
書というのがございます。これの第二に「代理業
務に関する準則」というところがございますが、
これによりまして、公庫が委任をした代理機関に
代理業務資金というものを交付したときに、その
代理店というんですか、代理機関は業務資金に対
して利息を払う。しかしその利息が年三・六五%
というふうに規定をしてあるわけでありまして、
同じような公庫、他の公庫の業務方法書等々を見
てみますと、確かに利息は払わなければならない
という規定はございますけれども、具体的に利率の
数字というのは実は出ておらないわけですね。す
けども、国民金融公庫だけにこの数字が出ていて
また、この数字というのは一種の利率であります
から、どうもこの利率というものがその他の利息
と連動をしていないように思ひます。いつもこの
数字に決められている。これなんかちよつと不
思議な点があるわけです。公定歩合が九%しても
三・六五%、今日のように三・五%に公定歩合が
なつても三・六五%というふうに非常に固定さ
れ、硬直化されているわけでありまして、これ一
体どういふわけなのか、この辺の御説明をいただ
きたいと思ひます。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、
国民公庫の業務方法書によりまして、代理店に対
しまして代理業務を行うための資金を交付するわ
けでございますが、交付した場合には、その代理
機関は代理業務資金に対して年三・六五%の利息
を支払うと、このように決められているわけでご
ざいます。ほかの公庫についてでございますが、

数でございますが、そういうこともございまして一件ごとで送付しております。その場合に、原則として一件ごとでございますから、送付を受けたならばすぐに貸出金として相手方に交付するのが普通の事務処理でございますけれども、何らかの都合によりまして滞留する場合があります。その場合は、貸付資金を受け入れた日から起算して三営業日以内に貸し出したときは利息はかかりませんけれども、三営業日以内に貸し出しを行ななかつたときには、その第三営業日から貸付実行日の前日までの期間につきまして七・三％の割合による利息を取るわけでございまして、これは日歩二銭でございます。これは国民公庫が日歩一銭であつたのに対して、若干ペナルティー的な意味も含めまして日歩二銭と、このようになってはいるわけでございまして、この金利もずっと固定したままで推移しているわけでございます。

○竹田四郎君 中小公庫の話はわかつたわけですが、たとえば環境公庫の受託を国民金融公庫はしているわけですね。これも金額的にはかなり零細なものでね。これとの契約書の写しを見ても、これは別に定める利息によりと、こういうふうになっているわけですね。だから零細だとか零細でないとかということはどうも私、受けている方でも現実にはこういうことになつていないわけですか。これどういうわけですか。

○政府委員(徳田博美君) 環境公庫の問題につきましても、確かに先生御懸念をお持ちになるそのような数字になっているわけでございしますが、これは若干経緯があるわけでございまして、環境公庫が発足いたしましたときに、中小公庫と国民公庫と両方とも同じような貸し出しを行つていたわけでございしますが、そのうち中小公庫が行つていた分についてはこれは代理貸しに移すと、それから国民公庫が行つていた分は国民公庫の直貸しで行うと、このような仕組みに分けられたわけでございまして、したがって、環境公庫の代理貸しにつきましては中小公庫と同じ方式を踏襲して

いるわけでございます。ただ、そのときに比べまして確かに限度額その他が上がつてはいるわけでございまして、実際の貸し出しは国民公庫と同じように零細な金額ではないかという点は先生御指摘のとおりでございますが、発足の当時の経緯によりましてそのように取り扱ひが分かれてはいるわけでございまして。

○竹田四郎君 環境公庫の場合には具体的には利率はどうなつてはいるわけですか。いま利率のお話は出なかつたわけですが、これはやっぱり三・六五ですか、それとも七・三なんですか。

○政府委員(徳田博美君) 環境公庫の場合には、中小公庫と同じでございますので、七・三％というふうになつております。

○竹田四郎君 そうすると、同じような趣旨だと思ふんですが、それにかかわらず、片方は三・六五、片方は七・三ですから、倍ですね。これはちよつと均衡を失つてお思ひになりますか。趣旨は同じだろうと思ひますよね、どっちも。むしろそういう点ではかえつて環境公庫の方が、飲食店等相当あるわけでありまして、どっちかといへば、環境公庫の方が一件当たりの貸付残高を見てもどちらかというとき小さいわけですね。だからそこの方がそういう形で倍するの、そういうふうにするというのはどうもちよつと均衡を失つてはいるように思はれてならないわけですが、どうでしょうか。

○政府委員(徳田博美君) 環境公庫が中小公庫と同じ方式をとりまして一件ごとに資金を交付しておりますものでございまして、したがって、原則としては同じように三営業日以内に貸し出しするのが原則でございますし、それを超えて保有していた場合にはペナルティー的にいま七・三％の金利をつけるということになつてはいるわけでございまして、そのこと自体は一応扱いとしては適正なものと考えておりますけれども、ただ、先生御指摘のとおり、環境公庫はいまになつてみれば一件当たりの金額は非常に小さいではないか、したがって国民公庫と同じ扱いをすべき

ではないかという御指摘でございますが、その点の、先生の御指摘になるような点は確かにあると思ひます。ただ、その場合には今度は資金交付の方式も国民公庫並みにならなければ一定の額を交付するといふ方式にならざるを得ないわけでございまして、その場合には日歩一銭ということになるわけでございまして。ただ、そのような事務取扱が、環境公庫の場合にいままでこういうやり方ですとてきまいて、それに慣熟しておりますものでございまして、そのような方式を要するものが適正か、あるいは事務処理上能率的かどうかといふことについてはこれは検討してみることがあるんじゃないかと思ひます。

○竹田四郎君 環境公庫の貸付状況を見ますと、かなり申し込みと貸し付けがなされてはいるわけですね。しかし、国民金融公庫の普通貸し付けと、事務のおくれといふんですか、申し込みから貸し付けまでのおくれといふのはそれほど目立ってないわけですね。環境公庫の場合には大変これ目立っているように、私は公庫で出しておる資料によつて見てもかなりおくれしているようにこれは思ふんです。

そうしますと、何かその辺に関連がありそうな感じもいたしますし、環境公庫だけ特別な扱いをしてはいるといふのはどうも均衡上おかしいんじゃないか、やっぱ内容的には何となく同じだと、資金が交付されているか交付されていないかといふことだけですが、これはやっぱり同じように私は扱つてしかるべきだと、こう思ふんですが、それは慣熟する慣熟しないの問題はこれは直していかばいいことでありまして、そうむずかしい問題ではないと思ふんですが、どうもちよつと均衡を失つてはいるんじゃないだろうか。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、確かに環境公庫の場合の貸出処理日数は国民公庫の普通の貸出処理日数よりかなり延びてはいるようございまして、この点につきましては環境公庫

の貸出対象になつてはいる業種の特長性といふところに基づくものであるのではないかと考えられますけれども、事務処理の面でもしこのような点で改善を要する点があるならば検討して是正を図つてまいりたい、このように考えております。

○竹田四郎君 それはこれからの検討項目としてあれですけれども、環境公庫の業務の受託といふのは、八五％ぐらいはもう国民金融公庫が実はやつてはいるわけですからね。そうして見ますと、片方の国民金融公庫が委託するとき、受託するときというので違つてはいるといふのはどうもおかしいんじゃないか。もう少しその辺は検討してしかるべきではないか。これがほかの方へ主にいつてはいるというなら、これはまた一つ問題があるうかと思ひますけれどもね。

それからもう一つは、どうもずっと前から三・六五％に固定されてはいるといふのも、昔のように非常に公定歩合なり一般金利が高い時期であればこれは私はわかりませんが、最近のように低くなつてまいりますと、どうもこれがやっぱ固定されてはいるといふのもちよつと何か手数料みたいな感じがして、金利と言へるのかどうなのか。それならむしろ手数料という形を考えた方がいゝわけであつて、何かそんなのが固定されているといふのは、金利の弾力化の方向にあるにもかかわらず、もうずっとこれ固定されているといふのもちよつと私は理解できない点なのではないか、これはどういうわけでしょうか。

○政府委員(徳田博美君) 実はこの代理業務資金についての利息は先生御指摘のとおり全く変更がございまして、ずっと当初から固定されてはいるわけでございまして。その点では現在のような金利水準全体が非常に低くなつてはいるわけには、相対的にはかなり高い金利になつてはいるわけでございまして、これにたとへば類似したものとして、中小金融機関が普通銀行に代理交換を委託している場合もございまして、その場合の中小金融機関から普通銀行への預け金は、たとえば普通預金で行いますと一％の金利が現在つくだけでござ

いますから、その点でもかなり割り高になつてい
るというところはあります。この問題につ
きましては先生御指摘のとおり、いままで同じ金
利で来たという点については、現在の金利情勢
あるいは金利の弾力化という点からはいろいろ問
題がございますので、さらにこれは検討を進めて
みたいと、このように考えております。

○竹田四郎君 そうすると、近い機会にひとつこ
の業務方法書のさっきの点は検討される、早期に
これは改正する、こういうふうに理解してよろし
うございますか。

○政府委員(徳田博美君) この点につきまして
は、現在公庫の経理方法等についてもいま研究会
を設けていろいろ検討しているわけでございます
が、場合によつてはそういうものの一環としてこ
ういうものを見直しまして、改正する必要がある
点につきましては改正をしまいたいと考えて
おります。

○竹田四郎君 それから、いまも環衛公庫の受託
の業務が大変おくられているというふうに私思ひま
すのですが、これ一体どういふことなんでしょう
か。——これ、この資料お持ちになつていられ
うと思うのですが、その二十五ページをお開きい
ただきたいと思ひます。そこに「受託業務状況」

「環衛貸付」というのがありまして、下に「年
度、申込、貸付」というので件数がずつと出てい
ると思ふんですが、四十九年、五十年、五十一年
という数字を見ますと、申込件数と貸付件数、い
ずれも四十九、五十、五十一、五十二も含めて、
こういう長期にわたつて申込件数と貸付件数が、
申込件数が多くて貸付件数が少ないというのはよ
くわかりますけれども、申込件数の方が少なく
貸付件数の方の数字が多いというのはどういふこ
となんです。ちよつとこれよくわからぬですが
ね。たとえば昨期的に六、七が貸付件数が多くて
申込件数が少なくなるとか、十、十一、十二あた
りが申込件数より貸付件数が多くなるといふなら
わかります、それだけ若干仕事が多忙しておくれ
るということ。ここで四年にもわたつてこうい

う事態が起きているということは一体どういふ意
味なんです。あるいはこの数字が間違つてい
るのでしょうか、どうでしょうか、ちよつと理解が
できないんです。

○政府委員(徳田博美君) この申込件数と貸付件
数のずれは、やはり審査のずれによるのではない
かと思ひますけれども、細かい内容についてはさ
らに調査をしてみたいと思ひます。

○竹田四郎君 一月や二月のずれというのは
私よくわかるんですが、あるいはそのときの一年ぐ
らいのずれというのはよくわかるんですが、四年
もずれているというのは仕事が進んでいないとい
ふことじゃないですか。どうもこの数字だけは、

環衛の受託貸付業務というのは余り申込手が、ど
ういう意味かよくわからぬですね。一年や二年
という現象があるというのにはある意味ではわか
るんですが、四年も引き続きこういふことがある
ということ、どうも私これを読んでいて理解で
きないんですよ。これ至急調べてください。

○政府委員(徳田博美君) 明細については、至急
調べて御報告申し上げます。

○竹田四郎君 ですから私は、これ悪く解釈する
と、いつまでもいつまでも処理しないですつとた
めていて。先ほども環衛の受託業務についてはお
くれているというふうに御答弁になつていたん

ですが、この数字を見るとどうも全然やつてない
じゃないか。そんなのは受託業務だから、本当の
他の国民公庫独自の貸し付け、これだつて忙しい
ですからね、この方だつて。受託はしているけれ
ども仕事はできないと、こういうふうにか私
はとれないわけなんです。まじめにやつてい
るんです。受託業務を。それでないといふ数字
が出てこないと思ふんですが、どこかで申し込み
が多くて貸し付けが少なくなるといふ事態が出て
こなければならぬと思ふんです。人が足りなく
て、結局受託業務といふのはどうしたつて二の
次、三の次になつちやういふことをこの
数字が示しているんじゃないだろうか、こう思

んで。これでは零細企業にお金を貸すつてい
ても極端な場合は三年、四年待つと。これじゃあ
仕事にならないんじゃないか、こういうふう
に思ふんですが、大体わかつていふところ環衛の貸
し付けは、申し込みから貸し付けの実施まで平均
どのぐらいかかっているんですか、日数でも月数
でもいいです、期間的には。

○政府委員(徳田博美君) この表の数字は四十八
年以前が出てないわけでございますけれども、一
応この数字だけを見ますと、四十八年ごろまでに
非常に滞留案件があつて、それを現在非常な勢
いで取り戻しているというふうに見られる数字に
なつていふわけでございまして、この辺は
もう少し精査して御報告申し上げます。

○竹田四郎君 これは局長、もう少し調べて、だ
れにもわかるぐらいの数字にしろもらわなけり
や、これだけ見ていたら本當にどうなつてい
るんだと、こういうふうにならざるを得ないと思ひ
ますから、これはひとつ後で十分御説明をいたさ
きたいと思ひます。

しかし、これは、いま私が申し上げましたのは
最も極端な例だと思ふのですけれども、そのほか
の貸し付けでもそれと同じようなものがありま
す。たとえば特別貸し付けの中の産業公庫防止な
んかでも同じような傾向がありますし、それから
流通近代化資金の貸し付けとか、近代化資金の貸
し付けその他についても大体それに似たような傾
向が見えるわけですから、こういうものもや
ばり同じことなんです。どういふところにさう
いふおくれが出てくる問題点があるというふう
にお考えなんです。こういうのもかなりある
と思ふのです。

○政府委員(徳田博美君) 先ほどの申込件数と貸
付件数の差でございますが、これはまださらに正
確に調べる必要があると思ひますけれども、環衛
公庫の場合には申し込みを受けました場合に、そ
れを貸し付けの実行をする際に資金の種類ごと

に分けて、それぞれを一つの件数として計算して
いふようでございます。基準金利分であるとか、
あるいは近代化設備分、衛生設備分、消防設備分
と分けてある、いろいろの種類があるわけござ
いまして、こういうふうに分けて貸し出しをして
その件数を数えることになつていふようござ
います。したがうして、申し込みが一件でありま
しても実行の際には二件あるいは三件に分かれて
処理をされるということから、一見このような非
常におかしな形の数字になつていふ面もあ
るようございまして、この点につきましては、
計数処理上もそのような処理をすることには若干
問題がございますので、処理の仕方もあわせま
して検討してまいりたいと思ひます。

○竹田四郎君 たださういふ単なる技術的な面
だけではなくて、私が前回、前々回から申し上げ
ていふように、国民金融公庫の定員の問題で
さういふ事態が起きているわけですね。これは私
ももうこれだけ三
回ぐらい言うことになつていふんですが、とん
や二百万円を借りる企業ですから、そんな
ろんな帳簿も——一生懸命さういふ帳簿を整理
するように、あるいは資金繰り表を整理する
指導はなされていふでしやうけれども、なか
なかに自分の独自の判断でいかに場合もこう
いふ企業の場合にあるわけでありまして、さうい
う意味ではせつと国民金融公庫という名前
で貸しているわけですね。そういうのが
さうした中小企業者の要望になかなかたえられ
ない。これではやつぱりなかなか中小企業者の計
画的な経営といふことも私はできなくなつて
く、さういふ点ではさういふ点ではさういふ
で、申し込んでから審査も終了して早く貸し出
してやる、こういうことにしないと、せつとく
てやつても借りた方は余りありがたがらない
と、またせつとくいろいろな経営者の方では計画を立て
ても金が来るのが遅いからそれに間に合わな
い。これじゃやつぱり実際上安い金利で貸してやつ
ても、そのつなぎにどこから、高利貸しから金を

借りてきて、一時借りて埋めるということ、一見国民金融公庫が安い金利のようであっても実質的な金利は高くなつてしまふ、こういうことにもなるわけですから、その辺はひとつ十分御検討をいただいて、やはり早く業者の手に金が入るような、そういうふうなひとつ積極的に改善をしていただきたい、こう思います。

そこで、もう一つお伺いをしておきたいんですが、普通の貸し付けの場合でも、この資料によりまして、十ページの資料によりまして見ますと、直接扱いと代理店扱いというのの比率が出ております。大体この件数、金額の両方で申し上げても、大体直接扱いが八八%から九〇%程度、代理扱いが一〇%から一二%程度にすつといつていくわけですが、もう少し、私はこの代理店扱いというのがもっとふえてもいいんじゃないか。国民金融公庫の普通貸し付けでの代理店というものは、この資料によりまして全部で八百三十六もあるわけですが、そういうふうな、もう少しこの代理店扱いというものがふえてもいいんじゃないかと、こう思うんですが、そういう点で全体の割合しかやらない。国民金融公庫の店は恐らく百三十一ぐらいあつて代理店が八百幾らもある。扱っている量というのは七分の一ぐらいだ。この辺はもう少し活用してもいいんじゃないかと私は思うんですが、やっぱり一つの限界が何かあるような感じがこの数字です。それで、その辺はどういうところに問題があるんでしょうか。

○政府委員(徳田博美君) 確かに国民公庫の場合には一応支店は百三十七ございまして、全国をこごとく網羅するといふ点では一般の代理店を活用した方がよろしいわけで、そういう意味では借入者の便宜を図ります等、代理貸しをもつと伸ばすべきではないかという御説はこれは確かにそういうことかと思ひます。ただ、実は国民公庫と中小企業金融公庫との点かなり形を異にしておりまして、国民公庫の場合には直貸しがほぼ九割でございまして、代理貸しが一割でございまして、中小企業金融公庫の場合には逆に直

貸しが三割足らずでございまして、件数にいたしまして代理貸しが七割程度になつてゐるわけなんです。

この違いがどのようにして起るかということでございますが、確かに中小公庫の場合には支店の数も四十六程度でございまして、国民公庫の三分の一しかないということもこれには影響してゐると思ひますけれども、より基本的には、国民公庫と中小公庫の貸付対象の層が違ふところ、に大きな原因があるようにございまして。

つまり国民公庫の場合には、公庫法第一条にございまして、一般民間金融機関の融通を困難とするような資金を融通すると、そのような相手に対して資金を貸し出すということになつてゐるわけでございまして、特に国民公庫の場合には中小公庫に比べてましてさらに零細な小規模な企業が主体になつてゐるわけでございまして、このような小規模零細企業は余り民間金融機関からなかなか借りることができない階層でございまして、したがつて、ふだんから民間金融機関とは段々ど余り取引がない場合が多いわけにございまして。したがつて、これ代理店になつてゐるのは民間の金融機関でございまして、どうも国民公庫の代理店には日ごろからの取引がなくてなじみがないといふことで、直接国民公庫の支店、店舗に來るといふケースが多いわけにございまして、この点で直貸しが多くなつてゐるという面があるようにございまして。

これに對しまして中小公庫の場合には、ふだんから民間金融機関と取引もできてゐる層がかなり多いようにございまして、この点が一応代理貸しの比率の相違になつてゐるのではないかと、このように考へております。

○竹田四郎君 それは局長違ふと思ひますよ。いまそういうところで、たとえば都市銀行とか地方銀行について、地方銀行の大きなところについて取引がないという人はありますよ。しかし相互銀行とか信用金庫、信用組合——この数字見ただけで信用金庫が五百二の代理店契約してゐるわけでは

よね。全体の六割以上を信用金庫が占めてゐるわけですよ。そういうところが幾ら小さな、極端なことを言へば飲食店ですね、あるいは小売店ですね、小さな小売店。そういうところと全然取引がないといふことはこれはありませんよ、いまの世の中に。普通の個人だつて給料の払い込みとか何とかといふようなところで銀行との関係はあるわけでありまして、全然そういうところと取引ないから国民金融公庫へ來るといふふうには私は思ひませんよ。私はそういうふうには思ひませんがね。

○政府委員(徳田博美君) その点は、確かに信用組合まで代理店になつてゐるわけにございまして、そのようなところには取引のない者はないのではありませんかという御指摘、そのような点もあらうかと思ひますけれども、ただ、国民公庫の取引先の従業員規模でございまして、大体従業員が十九人以下のところは九四%でございまして、一人から四人程度が四割以上あるわけにございまして。こういう点で普通の金融機関からなかなか借りたことがない者といふのはかなり多いようにございまして、これは国民公庫でサンプル調査をしたことがあるわけにございまして、いま、かつて国民公庫と取引をしたことがある者で他の金融機関から借りたことのない人が五三、四%というふうな数字もあるわけにございまして、初めて金を借りるのに国民公庫に行つたといふような人もかなりあるようにございまして。したがつて、これがすべての理由ではもちろんないと思ひますけれども、こういう面もやはり国民公庫と中小公庫との違いにかなり大きく影響してゐるのではないかと、このように考へます。

○竹田四郎君 結局こういうことじゃないですか。たとえば信用金庫とか地方銀行とか相互銀行はこれは受信業務をやつてゐるわけですよ。受信業務をやつてゐるから借りに來た人の経営内容といふのはよくわかるわけですよ。だから、この前も鈴木委員がおつしやつておりましたけれども、信用金庫や信用組合や相互銀行へ行つた方が早く貸してくれる。したがつて、少しは金利は高くても

やつぱり早く貸してくれると、国民金融公庫の方では受信業務をやつておりませんから、相手が一体どれだけ預金をどう持つて、どこに銀行と取引してゐるといふところからわからないわけですね、そこから調べていかなくちゃ。實際売り上げがどのくらいあるかといふことも、何か書類を持つてきてもらわなければこれもわからぬわけですね。そうするとついつい国民金融公庫の審査日数といふのはかなりの時間を食ふ。ところがそうした中小金融機関は、そういうものの審査の手間というのがかかりは少なくなる。そういうことが、金利は高くてもとにかく手続が簡単でしかも早く貸し出してくれる。だから自分が要るときにすぐ金が入つてくる、借りられると、こういうところに代理店貸しと直貸しとが、代理店の方が使いたいといふ、金利ぐらゐの問題はそれによつて解消できる、こういうことで代理店貸しといふのは少なくない。直貸しの方が多い。こういうので代理店に根本原因があるんじゃないですか、そういうふうには思ひませんか。

○政府委員(徳田博美君) 確かに先生御指摘のとおり、金融機関が貸し出しの審査を行う場合には、預金その他の内容を把握してゐる場合には、これは非常に有力な材料になるわけでございまして、それを踏まえて審査することは審査事務の効率化には非常に役立つこととございまして、そのような資料を持たない国民公庫の場合とは若干違つてゐると思ひます。ただし、その代理貸しを申し入れてきた企業に対して民間金融機関が融通ができれば、それは政府関係機関から必ずしも借りなくても済むならば、それは一つの行き方かとも思ひます。それから、それにしても、低利の金を借りるという道がそれによつて阻害されるということも問題でございまして、審査日数の短縮といふことについてはこれからいろいろ努力をしてまいりたいと思ひます。

貸し付けの実績は、確かに予算の枠に比べての消化率は、五十一年度、五十二年度は、先生御指摘のように、景気の回復が予想されたほど十分な程度回復してこなかったというところのために、小企業者の資金需要の盛り上がりが十分でなかったと、貸し出しの水準から見ると、五十一年度も、貸し出しの水準から見ると、五十一年度も、五十二年度もほぼ二割一八%、一九%といつ

た対前年比でございまして、したがって、昨
年の貸し付けと比べましても、貸し出しの水準が
そう低いということではなかったと考えるわけで
ございますが、やはり景気後退のためにその影響
を受けまして、小企業者の資金の盛り上がりが十
分でなかったということが大きな原因であろうか
と思われるわけでございます。

経営指導員につきましては、年々小企業者の数に応じまして一定の基準を定めまして配置しているわけでございます。したがって、予算は、小企業者の増加に伴いまして、経営指導員の数につきまして十分御配慮をいたしまして数がふえてきておるわけでございます。五十二年度の経営指導員の数は全国で八千五百五十六人というところでございます。五十三年度は更に百五十人増

議所に配置されております。
 商工会の中でまだ経営指導員が配置されてないところがあるのではないかと、御指摘でございますが、そういうところがまだ若干残っておりますが、全国二千八百三十三の商工会がございすけれども、このうちほとんどに経営指導員が配置されております。ただ、若干残っておりますと

ころでは、これは各県の県連に経営指導員が配置されておりました、この指導員がその指導員のない商工会のところの小規模企業者に対して指導を行う、マル経資金の推薦も行う、そういうことをやっております。

それから指導員の待遇でございますけれども、

これは私ども国家公務員の待遇に準じまして待遇を改善していただくということで、年々改善を進めているわけでございまして、現在五十三年度の予算では、単価といたしましては十四万八千六百円といった水準を基準といたしましてこれを配分しているわけでございます。

○竹田四郎君 とかく経営指導員の仕事についていろいろ批判が私どもの耳に入ってきていることも事実です。ですから、やるならやるように、ひとつ融資の枠だつてかなり見ているんだし、やつてもらわなければ困ると思うのですが、これ一層ひとつ努力をしてほしいと思います。

次へ移りたいと思います。通産省の方、もうよろしうございいますから。

それから銀行局長にお尋ねするのですが、この間せっかく総裁に来ていただいたのだけれども、どうも私の質問とあんまりうまく合わなかった点があるわけですが、この進学ローンの貸し付け申し込みのときは一体どんな書類を出すようになっていたのですか。この間はそういうことはもう三月末に大体決まったというふうにお話を承ったわけ、あとは各団体やあるいは従業員に対する研修をこれからやっていくのだというふうなことなんです、具体的にどんな書類を出させるわけですか。

○政府委員(徳田博美君) 実際の進学ローンの手続につきましては、細かいところにつきましてはまだいろいろ詰めているところでございます。必ずしも確定しておりませんけれども、貸し付け申し込みの際に一緒に出してもらう書類といたしましては、一般貸し付けの場合には、当然のことでございますが、所得制限がございまして、所得に関する証明書をいただくことになると思いますが、そのほか保証人の保証承諾書、あるいは印鑑証明等が必要と考えられますが、いずれにしても極力簡略化を図るということでいろいろ検討を進めているところでございます。

○竹田四郎君 この辺もすでに質問が出ておりましたように、たとえば保証人をなくすべきだとい

うような意見もありましたし、金利の問題もありますし、返済の問題もありましたしするので、こういうものはやっぱり相当早く明示していかないと、その場になっていっても、なかなかできないと思うのです。ですから、どうもいままのお話でもまだはっきりしない面が多分あるんですが、やるなら私は早くそれを明示してやらな

ども、国民公庫総裁のお話にもございました信用保証機構につきましましては、こういう保証機関をつくる場合にいろいろ基礎になる資金、その他いろいろな手続が必要でございまして、そういう各方面の検討も同時に並行的に進めてまいりたいと考えております。

もう一つこの際お聞きしておきたいのですが、この間も総裁が、確かに相手の信用調査についても、事務所や事業場を持っている人が金を借りるのと現実には違うわけですよ。普通貸し付けの場合には大体事務所があったり、あるいは工場があったりするわけでありまして、今度の進学ローンの場合には、もう住宅だけだつていいわけだと思ひますから、あるいはその人があつてこつちへ住居を遷えるということもあるわけでありまして、そういう点は普通貸し付け、その他の貸し付けに比べて、信用調査なり審査事務というふうな、こういうことがより私は困難だと思われるわけですが、そういう意味で、この間総裁が信用保証機構をつくるのだというふうな発言があつたのですが、これはどんなものをどんなふうにつくられるのですか。

○竹田四郎君 そうすると、これはまだ余り具体的な構想が練られていないと、これから練るんだと、こういうお話のようであります。確かに取れない、あるいは返済不能になる、こういう場合もあるわけですね。特にいままでお話が出ていた母子家庭とかあるいは交通遺児の家庭とか、こういうところではなかなかうまくはいかない、こういう問題があるからそうした信用保証の機構をつくるというところは私もいいと思うんですが、ただその場合、普通の一般貸し付けの場合には確かに保証料を取るわけですよ。そういう場合には、七・一%のこの利率の上へ上積みされるんですか、それとも七・一%という中でやっていくのか、どうなのか。保証機構をつくつたはいいけれども金利は高くなつてしまつた、実質的には高くなつてしまつたということでは、これはまた余り金利を安くした安くないという、そういう宣伝と相反することになつちゃうわけですが、その辺はどういうふうにお考えなんですか。七・一%の枠内で、その中で保証料を出していく、こういうことになるんですか、どうなんですか。

○政府委員(徳田博美君) 先ほど先生の御指摘の中で、手続を早急に決める話、あるいはこれを明示するということにつきましては、いま鋭意努力をしております。手続が詰まりましたならば、何らかの形で極力国民一般の方に広くわかつていただくような形のPR活動をやりたいと、このように考えております。

○政府委員(徳田博美君) 保証機構につきましましてはまだ全く検討の段階でございまして、このようなものになるといふことは申し上げられないわけでございますが、しかし仮に保証機構がつくれることになりましたと、これは国民公庫とは全く別の第三者の機関になると思われまして、恐らく保証料を何がいかにいたいただくことになると思ひます。したがって、これもまたどのようになるかはまだ全くわかりません。保証人を選んでは、保証人がとりやすい方は保証人を選んでいただくし、保証人をとるのが大変だとか、あるいは保証人をとるのがどうもめんどうくさいとおつし

やる方には若干の手数料をいただいて保証機構を利用していただくというふうなことも考えておられるのではないかと思ひます。

○竹田四郎君 もう時間が来たようでありまして、きょうは余り超過するのはやめたいと思ひますが、しかし、そういうときに保証人もとれない人というのは大体私は相当困窮した家庭であらうと思ふんですよ。そこへまた金利を上乗せするといつたならば、どうも看板は表からはいないけれども裏を見ると鬼がかいてあるというふうな、看板に偽りありというふうな形に私はなりかねないと思ふんですよ。その辺は私は特別に考慮してもらわなければいけないのではないかと、それでなければ、せっかくこの制度をつくつても、やっぱり私がこの前言いましたように、貸付対象は結局上位へシフトする、金のある方に、所得の高いシフトしてしまふということに私はなつてしまふんじゃないだろうか、せっかくつくつた当初の意図というものが崩れてしまふのではないかと、こう思ひますが、できていないというところでありまして、その辺も驚かすひとつ、いま局長の答弁と違つたような結果が出るように私は思ひます。これはばいけくない、こういうふうな思ひます。これはまだどつちとも御返事はできないだろうと思ふんですけれども、そういう方向で検討をしていただきたいと思ひます。

時間が参りましたので、私はきょうはこれで終りたいと思ひます。

○堀出啓典君 それでは、今回の進学資金の貸し付けということが法律改正で行われるわけでありまして、きょうまでの当委員会の質疑を通じて私が感ずることは、果たして国民金融公庫においてこの制度を円滑に実施する体制にないのではないかと、そういう点が非常に心配をされるわけでありまして、現在でも非常に公庫の事務処理はおくれ、自宅に帰つてやらなければいけない、こういう点に追いつかされておられるのに、この制度が加わりましてそれがさらに倍加されていくんではないか、こういう点が非常に心配されるわけでありまして。

そういう立場から二、三お尋ねをしたいと思ひますが、まず最初に第四条の、「公庫は、大蔵大臣の認可を受けて、他の金融機関にその業務の一部を代理させることができる。」これが「委託することができ」と、このように改正をされておられますが、代理と委託というのはどう違ういがあるわけですか。

○政府委員(徳田博美君) この代理と委託の関係でございますが、若干法律的な見解、角度からの御答弁になるかと思ひますけれども、代理は、代理人の行為によつて本人に権利義務関係を生じさせる地位であつて、事実行為には代理はないという解釈でございます。

これに對しまして委託は、業務の処理にその本質がございまして、法律行為または事実行為を他の機関に依頼することを言うものと、このようになつてゐるわけでございます。

こういうことから、実は他の公庫法はすべて代理という言葉を使わないで委託という表現を使つてゐるわけでございます。

また、郵政省に今回実施していただくことになつております事務は、申し込みの受理あるいは貸付金の交付というような仕事でございまして、必ずしも法律行為ではないわけでございます。

こういうことから、この際条文的の整理という、表現の整理ということもございましてこのような改正の案になつてゐるわけでございます。

○塩出啓典君 どうも銀行局長のいまの説明は私ちょっとわからないわけですが、これはこういうことなんですか。

いままでの代理というのは、たとえば貸付業務のいわゆる審査とかそういうことも全部金融機関に任せておつた、そういうのが代理であり、委託というのは、その代理も委託の中に含まれるけれども、さらに今回のいわゆる郵便局を通ずる貸し付けのように、審査は全部こちらがやる、ただ窓口だけを、取り次ぎだけを頼む、こういうものも含めてこれが委託であると、こう理解していいわけですね。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のとおり、委託というのは代理よりも若干広い、また角度が変わつた概念でございまして、法律行為または事実行為を他の金融機関、他の機関に依頼する行為でございまして。

いま先生御指摘のように、郵政省の方でやつていただくことになつております事務は、仕事は、申し込みの受理、貸付金の交付でございまして、これは必ずしも法律行為でございまして、事実行為に属するものでございまして、こういうものを踏まえまして委託という言葉、委託という表現にしたわけでございます。

○塩出啓典君 いわゆるいままでの第四条による代理機関というのは、代理店というのは八百三十から四十ぐらいあつたわけですね。今回の改正によりまして、農協、漁協などにも委託をするように聞いておるわけですが、新しい改正法における第四条の委託する金融機関というのはどの程度になるのか、その内容はどのような内容の委託であるのか、これをお尋ねいたします。

○政府委員(徳田博美君) 御指摘のとおり、現在の代理店は貸し付けの審査その他を含めて事務を行つてゐるわけでございます。今回の進学ローンに關しまして同じように代理店を設けるわけでございますが、これにつきましてはいままでの代理店と若干異なりまして、いままでの代理店は公庫の貸し付け一般についての代理と申しますか、その仕事の委託をしていただくわけでございますけれども、進学ローンにつきましては進学ローンだけの仕事を委託することを考えておりまして、この委託の対象といたしましては、現在代理店になつておりません普通銀行あるいはそれ以外の相互銀行を含め、また農協、漁協等も代理店にするという考えでございまして。ただ、この場合には当然すべての店舗が代理店になるというわけではございませんで、主要な店舗を代理店にいたしまして、あとの店舗は幾つかの店舗を取次店という形で一般の国民の利便に資するようにしたい、このように考えております。

○塩出啓典君 そうすると、この場合はいままでの代理店と同じように農協、漁協にもそういう審査を任せる、こういうように理解していいわけですね。

○政府委員(徳田博美君) 代理店に指定した店舗に對しましては、進学ローンに仕事を限るわけでございますけれども、しかし仕事の内容としては、先生御指摘のとおり審査を含めて委託することになります。

○塩出啓典君 農協、漁協等の話し合いはもう進んでおるわけですね。それともう一点は、大体何か所ぐらいに代理店はなるのか。

○政府委員(徳田博美君) 農協、漁協ともこの点につきましては中央の組織を通じていろいろ連絡をしております。その窓口全体といたしましては、現在農協が約四千七百、漁協が約千七百の本支店を持つておりますので、このほとんどが窓口になると思ひますけれども、先ほど申しましたように、これが全部が代理店になるということではなくて、主要なところが代理店になって、あとは取り次ぎという形で事務を処理する、このような方式をとるものと考えております。

○塩出啓典君 まだそういう詳細はこれから検討する、こういうことですね。

○政府委員(徳田博美君) そのとおりでございます。

○塩出啓典君 大蔵大臣にお尋ねしますが、この法案を審議する過程で政府の御答弁を聞いておりますと、何もかもこれから検討する、この進学資金を借りたときの申し込みの形式もこれから検討する、何もかもこれから検討するということ、余りにもどうぼうを見てなわをなうという、そういう感じがしてならないわけでありまして、やはり一つのことをやっていくには、どういうやり方をするかによつて申し込みの数も違ふし、それに対応する事務量も当然違つてくるわけであつて、それを實際に始めてみてその結果を見て次の対策を立てる、これでは余りにもどうなわけの感じがするわけなんです、そういう

ような点は大蔵省としても十分検討して、これならやつていける、そういう体制で私は出発すべきであつて、今回のこの法律はまことにそういう点ではどうなわけの感じがするわけですが、そういう点は大臣としては認めますか。

○政府委員(徳田博美君) 事務処理の運び方でございまして、内部的に処理することのできる事務につきましては、いまもう詰りが終わつておりますし、また事務的な面ではいろいろ対応策が全部で上がつてゐるわけでございますけれども、外部と接觸する問題につきましては、この法案の成立を認めていただくからそういうようなことを開始するのが当然のことでございますが、そういう面でも外部とのそのような接觸についてはまだ必ずしも十分には行われていない、しかしそのようなものについても下相談はいろいろ実施してゐるわけでございます。

○國務大臣(村山達雄君) まあ新しい試みでございますので、基本的な構想については固まつておりますけれども、いろいろ御質問を受けます細かい問題につきましては、ただいま申しましたように、内部事務の方は進めておるわけでございますけれども、外部事務は、あるいは細かい手続になりますとできるだけ簡略にしたい、しかし、同時にまた金融原則の上に立つておるからどれぐらいの書類を徴求するか、こういう問題はやはり資金需要者のことも考えながら、まだ時間がございまして、この法案の趣旨に沿つてこれから鋭意検討して詰めてまいりたい、かように思つてゐるところでございます。

○塩出啓典君 今回農協、漁協等の代理業務をするところがふえると、当然国民金融公庫としてもそのような金融機関を管理することも必要になつてくると思ふんですが、これは代理店の数が幾らになるかということによつても違つてくると思ふんですけれども、そういう管理する面における金融公庫の体制というものには心配はないのかどうか、そのためにどの程度の事務量がふえると思ふていらつしやるのか、その点はどうかでございます。

か。

○政府委員(徳田博美君) 御指摘のとおり、代理店が増加しますと代理店に対する管理、監督の仕事があるわけですが、これは先般当委員会において国民金融公庫の總裁からも御答弁申し上げたところと存じておりますが、そういうものに対する、そういう代理店の増加に対する体制は国民金融公庫でも十分に用意しておるといふことでございます。

○塩出啓典君 それから、第四条の三項で郵政省に対しては委託業務が行われるわけでありまして、この委託業務については準則を示すということになっておるわけですが、準則の内容はどういうものでございましょうか。

○政府委員(徳田博美君) 準則の内容につきましては、一応の素案はいろいろ固めておりますが、まだ郵政省と正式のそういう意味での折衝は行っていないわけでございます。

○塩出啓典君 大蔵大臣にお尋ねしますが、やはり国会で一つの法案を審議する場合に、よく政令で定めるとか、あるいはこのように準則をつくるとか、こういうようなことは当然法案に付随した問題でございまして、私たちとしてもこの法案を審議するときに、きちっとした政令なり準則じやなくても、大体こういう考えである、こういうことは私は委員会に出していただきたい、やはり国会の審議に対して行政当局もそれぐらいの誠意は私は今後とも示してもらいたいと思うんですが、ただ二法案だけ審議しろと、あと法案通った後決める政令とか準則というのは、これは大蔵大臣の判断でやるんだから国会の方はそんなこと関係ないじゃないかと、こういうような姿勢では私は困ると思うんですが、今後はそういう点を努力をしてもらいたいと思うんですが、どうですか。

○国務大臣(村山達雄君) 仰せのように今後十分詰めてまいりたいと思っております。私が考えますと、大体事務手続に関する問題ではないかと、そのように考えておりますので、詰めてまいりたい

すれば、郵政省とも十分相談いたしまして、両者ともに最も簡素な形で事務処理ができるような角度でこの問題を取り決めてやっていきたいと、かように考えているところでございます。

○塩出啓典君 郵政省に対する委託業務の内容は、これは代理店とは違って法律行為は行わない、こういうようなお話でございしますが、郵政省は私が伺っている範囲では普通局が千二百十九局、特定局が一万七千七百七十局、簡易局が四千四十五局、それから貯金の外務員が九千二百二十三人と、こういうように非常に全国で郵便局の窓口は一番数が多く、国民にも身近なところにあるわけでありまして、こういうすべての局がこの委託局になるのか、あるいは郵政省でいま審議されております貸し付けの方の積み立てもこういうすべての局で扱うようになるのか、そのあたりはどうなんでしょうか。

○政府委員(徳田博美君) この進学積立郵便貯金預金者貸し付けにつきましては、郵政省では普通郵便局と特定郵便局を取扱窓口にする予定している、このように聞いております。簡易郵便局につきましても事務能力、人員の点から問題がございまして取り扱いをさせることは困難であらう、このように郵政省は考えておるわけでございます。

○塩出啓典君 この進学積み立ての場合ですね、これは外務員は募集はしないと、全部窓口へ持参して払い込みをしなければいけないと、こういうような話し合いになっておるうちに私は聞いておるわけでありまして、これは郵政省の問題ではありますけれども、大蔵省との話し合いの上においてなぜそういうふうになったのか、この点を伺っておきます。

○政府委員(徳田博美君) この進学資金貸し付けにかかわる積立定期につきましては、集金はしないで全部窓口で貯金を持ってきたら制度になっているというふうに聞いておりますが、この点につきましては、特に大蔵省としてこの制度につきましても関与をするようなことはしないわけござ

います。

○塩出啓典君 私は、郵便局へ持っていくのもいいわけですが、外務員の人々が全国で九千二百二十三人、これは五十三年の二月末でありまして、そういう人たちが動いておるわけでありまして、そういう人たちにこの進学積み立てをやろうにした方が国民の立場から見てもいいんじゃないか。これは四年間で五十四万を積み立てるにしても、毎月毎月の金額はそう大きな金額でないわけでありまして、それをわざわざ持つていくというよりは非常にいいわけ、これは郵政省の問題であります。郵政省がもしそういう貯金外務員に集金までやらせるといふことになれば大蔵省としては別に異存はないのかどうか、その点はどうなんですか。

○政府委員(徳田博美君) この問題は貯金の形式の問題でございまして、郵政省の問題と考えております。

○塩出啓典君 郵政省の窓口でこの進学積み立てですね、これを受け付けてこれを国民金融公庫に取り次ぐわけですが、私はやっぱり事務の合理化、簡略化という点から考えて、この進学積み立てについては、郵政省の窓口を委託ではなしに代理店のようにした方が、その方が国民金融公庫の事務もより簡略化されていくのではないかと。これが今回のように委託でありまして郵政省を通して申し込まれてくる、それを審査をする、あるいはその審査の結果貸し付けをしても、その債権の返却を管理していく、そういう点からも非常にやりにくいんじゃないか。郵便局ならば、もういままで何年間か積み立ててきておるわけですから、そういうふうなやりの中からは相手の事情もよくわかるし、そういう信頼のもとに成り立っているのが私は郵便局の貯金、月掛け貯金というか、そういう貸しじゃないかと思うんですが、いままで郵便局は与信業務をやっている。それはそうかも知れませんが、この問題に限っては郵便局を代理店にするという方がはるかに私は効率的であり、いまでもオーバーロードの国民金融公庫の仕

事量のやはり合理化にも役立っていくんではないか、そういう気がしてならないわけですが、その点についての御見解はどうですか。

○政府委員(徳田博美君) 郵便局に審査その他貸し出しの事務をやらせるというところは結局郵便局が与信業務を持つことになるわけでございます。この点につきましては、いままでも申し上げましたように、財政投融資資金の一元化の問題でございまして、あるいはその融資の審査、回収、管理等を行うものとして、政府としては各種銀行、金庫、公庫があるわけでありまして、これを利用する方が行政制度全体としては効率的ではないかという観点からこのように考えているわけでございます。代理業務を郵政省にやらせると当然回収の責任も郵便局が持つことになりまして、したがって、審査、管理、回収等の組織がまた郵便局に必要になるわけでございます。こういう点は、いままでもいろいろ申し上げましたように、行政事務の簡素化の点からいろいろ問題がございまして、財政投融資資金の一元化の点からも問題がございまして、それは適当ではない、このように考えております。

○塩出啓典君 それは国民金融公庫にそういう十分な体制、定員増加、そういうこともやって国民金融公庫でやらせると言うならばまだ話はわかるわけなんですか。

じやお尋ねしますけれども、これは予算が二百二十億円で、これはこの大蔵省の進学貸し付けと、それから郵政省関係の積み立てと両方あるわけですが、これはもし半々で、百億と百億とそれが全部消化されたとした場合ですが、七万件と私は聞いておるわけですが、それがさらに四年間続けば返却に四年間かかるわけでしょう。だからその七万件は四年間は——三年の場合もあるでしょうけれども、四年間とすればやっぱり四年間毎月これを返済してもらわなくちゃいけない。そうすると、ことしも来年も同じ金額であるとすれば、四年たてば約三十万件になるわけでしょう。

う。その三十万件の中で、もちろん代理店の場合
は事務がほとんど向こうに任せられるわけでは
ないけれども、代理店の方が先ほどのお話では
大体いまままでのところは割である、九割は直
接貸すわけですからね。これも半々としても
十五万件は実際は国民金融公庫が毎月毎月返済も
管理していかなくならない。この貸し出しの審
査事務も大変ですけれども、そういう債権の管理
も大変じゃないかと思うんですが、もし一〇〇
%貸し出された場合は、大体債権管理の仕事量と
してはどの程度ふえるように考えていらっしゃる
のかですね。私はもう金額は少なくともこれは事
務処理的には件数ですからね。たとえ一万円の返
却でも百万円の返却でも同じぐらいの仕事量変わ
らないわけですから、そういう点から考えます
と、実際現在の国民金融公庫の事務量からすれば
一割ぐらいふえるんじゃないか、全部貸し出され
た場合はそれぐらいふえるんじゃないかと思うん
ですが、そういう点は検討していますか、お尋ね
します。

○政府委員(徳田博美君) 先生御指摘のような
四年間には三十万件近い事務量になるということ
は十分予想されるところでございまして、当然の
ことながら、こういう状態を踏まえまして、国民
公庫でもいまままで作業をやつてまいりましたし、
これからさらにその作業を続けてまいりたいと思
いますが、このうちのどの程度が代理貸しになり
どの程度が直貸しになるかということにつきましては
、いま予測することはきわめて困難でございま
すけれども、ただ今度の進学ローンにしましては
、農協、漁協を含めまして民間のほとんどすべ
ての金融機関が窓口になる可能性が高いと考えら
れますので、そのような点から申しますと、代理
貸しの比率はかなり高くなると考えてもよろしい
のではないかと考えております。

また、この債権の管理、回収事務につきまして
は、現在オンラインによる貸し出しの処理も進ん
でおりますし、その点そういう機械化、合理化を
進めますならば、現在国民公庫が考えております

体制のもとで十分に円滑に処理できるのではない
かと、このように考えております。

○塩出啓典君 処理できればいいわけですが、
もし、しかし、現在でも当委員会での参考人の方々
のお話を聞かされてもかなり無理がいっている
と、それが持ち帰り労働になり、何かの機関に比
べて健康管理の面でも悪影響が出ておるわけであ
りまして、私はそういう点を非常に心配をするわ
けであります。

それでもう一つは、たとえば恩給担保の貸し付
けのような場合は、資格要件さえそろえば審査す
る必要なしに貸し付けができると、こうなつてく
ると非常に審査というものがスムーズにいくと思
うんですね。郵政省のいわゆる積み立てによる貸
し付けの場合は、これは審査基準はどうなります
か。四年間でたとえば五十四万円積み立てておれ
ば、それだけでも無条件に五十四万円は貸すのか
どうか、ただ積み立てておいても、そのほかにい
ろいろ条件が要るのかどうか、その点はどうなり
ますか。

○政府委員(徳田博美君) 恩給担保貸し付けの場
合には恩給が担保になるわけでございますから、
審査事務はかなり簡単になるわけでございますが、
進学ローンの場合におきましては、郵便貯金
を積み立てた場合にも、その積み立てた郵便貯金
は担保にはならないわけでございます。別途に
貸し出しをして、その貯金はいつでも引き出して
構わないという形になっておるわけでございます
。したがって一般の全く担保のない貸し出しと
同じでございますので、したがって国民公庫とし
ての通常の審査が行われるわけでございます。返
済能力についてのいろいろな要件をとりまして、
それを踏まえて審査するわけでございます。ただ
しかし、これは一般の事業貸し出しと違いまし
て、審査の対象となるデータというものはかなり限
られてくるわけでございます。年間所得である
とか資産負債状況であるとか、あるいは事業とか
勤務の継続年数とか、そのようなものを目安とし
て審査を行うことになると思ひます。

それから、やはり進学ローンの郵便積立貯金を
行つていた人に対しては、すでに過去二年な
り三年なり継続してそのような貯金を行つたとい
う事実は、これはやはりその人の信用度につき
ましては大きなデータでございますので、そうい
うものを踏まえて、それを大きな要素として審査
が行われることになると思ひます。

○塩出啓典君 だから、いまのいろいろな基準を
はつきりしてもらわなくちゃいかぬと思うんです
ね。やはり国民の側から見ればこの人は借りられ
ない、この人は借りられないと、それがはつきりし
ないと、郵政省に申し込んで借りられるように当
てをしておつて借りられないということじゃ困る
と思うんですね。それをはつきりさせていかな
ければならない。

それともう一つは、審査のやはり事務処理を合
理化するためにも、たとえば勤務年数は幾ら、あ
るいはお父さんの年間収入幾らとか、そういうも
のをやつぱりはつきり決めて、一人一人呼ばなけ
れば審査できない、こういうことでは物すごく事
務量がふえるんじゃないかと思うんですが、そう
いう点審査の基準というのはいつてできるんでき
るか、それが一点。

それともう一つは、一人一人面接をすることが
必要になつてくるんですか。

○政府委員(徳田博美君) 今回の進学ローンの貸
し出しは、かなり短期間に多量なものを処理する
ことになりまして、また、もとも国民公庫は一
般民間金融機関の融通を困難とする資金を貸すわ
けでございますから、通常の民間資金に比べて審
査基準は当然違つてくるわけでございます。特
に今回の場合には、いまままで余り金融機関から借
りたことのない方を対象にするわけでございます
ので、先生御指摘のとおり、審査基準あるいはそ
の貸し付けの申込書の様式等につきましては極力
簡素化を図りまして、簡易に貸し出しができるよ
うにいま検討を進めておるところでございます。
特に郵便局を通ずる貸し出し、つまり進学積立定
期を終えた方に対する貸し出しにつきましては、

先ほど申し上げましたように、その進学積立定期
を全く事故なく終えたことと自体が一つの信用力の
大きな目安になりますので、その点では十分に評
価して審査が行われることになるかと思ひます。

○塩出啓典君 いまサラリーローンが全国的にも
非常にふえまして、これをめぐるトラブルが起き
ているわけですが、しかし、なぜサラリーローン
のような金利の高いところへ行くかと言へば、簡
単に貸してくれるから行くわけですね。だからこ
ういう制度をつくつてもやつぱり手続を簡素化し
て、これとこれとこれがこの条件であれば一〇〇
%借りられるんだと、そういうふうにはくはず
きだと思ふんですね。そうすれば、借りる方も自
分の条件に照らして借りられる借りられないとい
うことがはつきりわかるわけですから、それと公
庫の方の事務処理体制から見ても、まあ年金証書
担保貸し付けほどはいかないにしても、ずっとス
ムーズになりますし、それでこそこの制度が生き
るんじゃないかと思うんですが、そういう点、
本日の時点でそのような点がはつきりしてない
というところは私は非常に不満ではございますが、
そういう方向でひとつやつてもらいたい、これを
要望しておきますが、これはひとつ大蔵大臣から
お答えいただきたいと思ひます。

○国務大臣(村山達雄君) いま塩出委員のおつし
やった趣旨はよく理解できるわけでございます。
したがって、このようなどころでございまして、
詰めてまいりたいと思ひます。ただ、何しろ金融
という問題でございまして、法律で決めるよう
に、これがあつたらこれこれというふうにな
まういかどうかかわかりませんけれども、御趣旨
はよくわかりますので、その方向で実務的に詰
めてまいりたいと、かように思つておるわけでござ
います。

○塩出啓典君 大蔵大臣にさらに要望しておきま
すが、国民のための制度としていくためには、や
はり速やかに事務処理体制が行われなければいけ
ないことは当然じゃないかと思ひます。そういう
点から、先ほど申し上げたように、本日に私はこ

の制度が円滑に行われるかどうか、その点を非常に心配をするわけであります。まあ先般公庫の総裁がここへお見えになったときには、その心配のないような御答弁でありましたけれども、実際には大変じゃないかなあと。申し込みがなければそれはいいわけですが、実際にこの制度が国民に喜んでもらえるような制度としてどんなふうな場合には、これは公庫としても私は大変じゃないかなあと、そういう点でひとつ当委員会でも問題になりました金融公庫の事務処理体制についても不当なしわ寄せがかららないように、そういう点を努力してもらいたい、このことを要望いたします。大蔵大臣の御見解を承っておきます。

○国務大臣(村山達雄君) いまの委員の御意見を踏まえまして、最善の努力を尽くしてまいります。

○佐藤昭夫君 前回の私の質問の中で、進学ローンでは交通遺児や母子家庭に対処するには限界があり、社会福祉政策の面で考えるべきだという銀行局長が答弁をされた、一方主計局長は現行制度のもとでは義務教育ではない高校や大学、特に私学はむずかしいと答えられているので、それでは何もならないかということと質問をいたしましたら、大蔵大臣の方から、まず今回の進学ローンを実施をさせてほしい、運用面ではいろいろ努力するが、御指摘の点は総合的に検討をいたしたいという御答弁があったわけであります。

そこで私の方から、本日の委員会までに日曜日はさんで四日間ぐらいありますから、関係する各省と協議をして具体的な前進方向を出していただくようお願いをしてきたわけでありますが、どのような具体的方向で検討が進んでいるのか、大臣、どうでしょうか。

○国務大臣(村山達雄君) この前、佐藤委員にもお答えしたと思うのでございますけれども、これはやはり試行錯誤的に進めていかなければならぬのでございまして、初めから相談で決まるという筋の問題ではございませんので、実施した上でい

ろいろ考えてみたいということを基本的に申し上げたわけでございます。その意味でまずスタートさせていただきたい。しかし、運用面でもある程度考えられるのじゃないかと申し上げた点は、私一点ございまして、大体五十万円ということになりまして三年間といたしますと月額一万三千円くらい、母子家庭であるとか交通遺児になりますとあるいは少し無理がかかるのじゃないかなうか。今日の普通の生活水準から申しまして、この五十万円という金額の一万三千円というのは普通の人には私ではできないのではなからうかと思つていたのでございまして、交通遺児とか特殊の人については場合によりかなり苦しい問題があるかもしれない。そういう場合には、ケース・バイ・ケースである程度やはり延滞になる場合も考えて運用を考えなくちゃいかぬのではなからうか、こういうことを申し上げたつもりなのでございまして。その点は前回お答えしたときもまだいまも変わっておりません。そういう意味で、もう少し運用面について検討してほしいと、こう申し上げたつもりでございまして。

○佐藤昭夫君 当面の運用の問題については具体的に触れられているわけですが、いわゆる総合的施策をどう講じていくか、この点について御検討がもう一つ具体化していない模様ですが、現在社会福祉費の中に世帯厚生資金、母子福祉資金、寡婦福祉資金というのがありますが、その中に修学資金というのがあります。これはいわゆる修学支度金でありますけれども、五十三年度について見ますと、たとえば大学の自宅外通学の場合で五万五千円ということになっておりますが、この額で見ると、国立の入学金六万円も入りながら公立の平均は九万円、私立の大学の平均入学金というのはいくらに大きな額になるという、こういう点から見て不十分だというのは言うまでもないと思ひますし、この修学支度金を拡充をして、過大な入学一時金の一定程度を援助できるように、できる限りの増額をするという問題をぜひ

検討していただきたいというふうに思うのですけれども、その点についてはどうでしょうか。

○政府委員(荒河徹夫君) ただいまお話がございましたとおり、母子福祉資金とか世帯厚生資金というこの中に、修学支度のための貸付金という制度がございまして、この限度額につきましては、御指摘のとおり五十三年度で五万五千円ということに相なっておりますが、これは年々増額を私ども相努めてきたところでございまして、それで現在五万五千円、こういう水準に相なっておりますのでございまして。私どもいたしましては、今後ともこの貸付限度額の引き上げ、改善ということにつきましては努力してまいりたいと思つてございまして。ただ余りに高額な入学金、それについてまでこれをカバーするというに相なりますと、社会保障制度と申しますか、この制度の趣旨でなかなか対応することが困難な面がございまして、いづれにいたしましても、私どもいたしましては、この支度金貸し付けの限度の引き上げには今後とも努めてまいりたいと、かように考えておるような次第でございまして。

○佐藤昭夫君 実は、本日の委員会質問に先立つて、いまも主計局長の方からは増額に努力をしたいというふうな言われておりますが、この修学資金の大幅増額をするように厚生省にいろいろお尋ねをしてみたい。厚生省の見解としては、この修学資金というのはいわば育英資金制度の補完物だと、育英資金の適用から漏れた生活困難者に適用するものになっていると、そういう点で、しかもその額の基準についての考え方が育英資金制度にいわば準拠をしていく、こういう考え方が基本になっておるといふ点から言つて、根本である育英資金制度が拡充をされればそれに沿つて直ちにこの修学資金の拡充というのやりやすくなる、こういう見解が厚生省から述べられていくわけでありまして。こうした点でも、先日米わが党の渡辺委員が強調してまいりましたように、この育英資金の中で入学一時金についても手当てをする、制度的拡充を図る問題というのがいよいよ

もって重要になってくると思つていますが、この点に關して大臣の方からは五十四年度に向けて前向き方向で検討をしたいという答弁をいただいているわけでありまして、ぜひこのように見地からこの問題の具体化に一層努力をしていただきたいと思つております。

なお、この機会に質問をしておきたいと思ひますが、この育英資金制度に關連をして、もう御存じのように、現状はその配分が国立大学関係の学生に比べて私立大学の関係の配分が非常に偏つてゐる。文部省から少しいたしましたが数字によりまして、五十二年度の数字が出てない模様なんですけれども、五十一年度について見ますと、大学生の総数に対する育英資金適用を受けている奨学生数の比率は国立大学では二七・八%、私立大学では六・〇%と、かなり大きな傾斜が起つてゐる。それから、育英資金についてのこの申請をした適格者、一定の基準があるわけですが、これも適格者に対する採用率という点で見ますと、国立大学六七・八%、私立の大学五〇・八%、こういう状況にもなつてゐるということでありまして、もちろん現状のままで配分改善をするという、これでは矛盾を来すわけでありまして、育英資金の総額を増額しながらということとを前提にした上での私学への配分を国立に近づけていくという一段の努力をお願いをしたいというふうな思ふんですが、文部省どうでしょうか。

○説明員(石井久夫君) ただいま先生から御指摘のありましたとおり、私学につきましては奨学生数の比率が学生数に對しまして現在では六・〇%程度で、国立に比して少ないわけではございますが、こういう現状につきまして、私学に対する貸与学生数を増額するために最近では私立大学に対する学生数を増加しているわけではございまして、特別貸与という制度がございまして、その中で五十二年度千八百五十名、五十三年度二千三百名というところで、最近では合わせまして四千五百五十名の増員を図つてゐるわけではございます。こういうことから見ますと、先ほど御指摘のありました申

請通格者に対する採用比率が私立の場合には国立に比しまして五〇・八％ということでは若干低くなっているわけですが、私学に対する貸与人員を拡大することによってこういう点は改善されているというふうに考えております。ただし、いま御指摘のとおり、私大の学生数が全体的に多いわけですので、その学生数に対する採用比率というのから見ますと、まだ私学の場合奨学生数の採用比率が少ないわけでございますので、今後とも私立大学を中心にして貸与人員等の拡充を図っていく必要がある、そういうふうに考えております。

○佐藤昭夫君　いま特別貸与の関係で私立大学の学生の関係についての努力をやっていると聞かれましたが、その点は事実ではありますけれども、結果的に今度は一般貸与の関係においてそのことのしわ寄せが来ると、こういう現状になっているという点で、総額をふやしながら全体として前進をさせるという方向でぜひ一般の努力をやっているというふうにお願いをしたいと思うんですけれども、よろしいですね。

○説明員(石井久夫君)　御指摘のとおりだと思えますので、私立大学については各般の状況を見ながら拡充の方向で努力したいと思えます。

○佐藤昭夫君　次に、今回提案の進歩ローンについて、専修学校にも適用させるべきであるということが多くの委員から当委員会ですと指摘をされてきたわけでありまして、当局も政令公布の時期までによく検討をしたいと答弁をされてきたわけでありまして、わが党としても、調査室から出された資料では、かなり比べると、その後市中銀行では専修学校の適用をしようというところがふえているように私どもつかんでいるんですが、わが党としまして、ぜひ専修学校にも適用をする必要を重ねて強調をするものであります。さらに具体的に聞きたいと思えます。

専修学校には大まかに言って、中学校卒ないしはその同程度の者が入学資格があります高等課程

というのと、それから高校卒ないし同程度の者が入学の資格があります専門課程というこの二つがあります。したがって、この高等課程の三年以上というものは、いわば高等学校にまさに匹敵するものになるだろう、その位置から言って、それから専門課程の二年以上というものは短大に匹敵するものになるだろうというふうに常識的に考えられると思うんですけれども、しかも内容をいろいろ調べてみますと、この専門課程というのは工業技術を中心とした工学関係が多くて、社会的にも相当有用な役割りを果たしている、そういう位置づけをされると思えます。

また高等課程は、普通の、通常の高等学校と提携をした教育運営をやっているところも少なからずある、こういう現実の上に立って、お尋ねをしたいのは、この高校に匹敵する高等課程三年以上履修をした者、それから短大に匹敵する専門課程二年以上、これを修了、専修学校の中でもこの部分については当然もう適用をすべきだという判断が出るんではないかというふうに思っています。大蔵省の見解はどうでしょうか。

○政府委員(徳田博美君)　先生御指摘のとおり、現在専修学校の中で高等課程を置く学校が五百六十五、専門課程を置く学校が千五百二十一あるわけでございますが、この中につきましても国公私立もございまして、また修業年限別でいろいろな区分があるようでございます。したがって、この点につきましても関係各省とよく打ち合わせの上、きょうの先生の御発言も踏まえまして検討を進めてまいりたいと考えています。

○佐藤昭夫君　それなら、文部省のいまの点についての見解をお持ちかどうか。
それから、あわせてお尋ねしますけれども、育英資金制度の対象にもこの種の、いま言いました事実上高校、短大に匹敵するような専門学校、こういうものを対象にするという方向でこれから検討をしていただく必要があるんじゃないかというふうに思いますが、その点を含めて文部省どう

うでしょうか。
○説明員(塩津有彦君)　第一の点でございますけれども、専修学校、各種学校、学校数、生徒数、相当ございまして、特に専修学校についてお尋ねがあったわけですが、専修学校の生徒について、奨学金面でお尋ねのような措置をしていただくといいことは、生徒にとって一つのプラスと言いますか、修学上の便宜になると思えますけれども、制度の具体的適用等につきましては、やはり諸般の事情を考慮して所轄庁である大蔵省御当局で御検討をいただいてその判断にまかせたいと、かように思うところでございます。

それから第二番目の、文部省内の奨学事業について専修学校の生徒について適用することについてどうかというお話でございましたが、これは先生御承知のとおり、去年の八月から専修学校教育に関する調査研究協力者会議というのを開いておりまして、生徒に対する奨学金を含めて専修学校教育の振興全般について学識経験者による調査研究をお願いしております。その調査研究の結論を待ちまして、諸般の施策に取り組みたい。その中で生徒に対する奨学金も討議されたいと思っておりますので、それに従っていききたい、かように思っておりますのでございまして。

○佐藤昭夫君　ぜひひとつ大蔵省、文部省、それぞれ前向きな方向での検討を強めていただきたいというふうに思っています。

次は文部省にお尋ねをしますが、私学振興財団を通しての入学一時金の分割納入制度について、前回渡辺委員からも、いろいろ考られた制度ではあるが、多くの限界があつて、実施をしている学校も貸し付けを受けている学生数も現状では非常に少ないという点を指摘をしてきたわけであり

ますが、文部省としてはこの制度の拡充普及を図っていただきたいというふうに言われていますが、そのためには、この制度の内容についての幾つかの改善をしないことには広がっていかないんじゃないかというふうに思いますが、その点で、たとえば、大学が一割資金拠出をしなくち

やならぬという、これをもっと大学の負担を減らす方向にするという問題、あるいは事務的経費については財団で負担をするという問題、さらには、この制度については返還免除規定がないわけですから、こういう返還免除規定などを定めるという問題、こうした点についての具体的な普及が広がっていくことを可能にするようなこの制度の内容改善をぜひ検討してもらふ必要があるというふうに思いますが、文部省どうでしょうか。

○説明員(石井久夫君)　ただいま先生からお話のありました私大奨学事業につきましては、四十九年度から実施しておりますが、これは逐年拡充を見てきているわけですが、御指摘のとおり、五十二年度現在につきましては大学で三十一大学、奨学生数で三千三百七十二人というふうになっております。

それから入学一時金の分納制度を五十二年度から実施しておりますが、実施大学が二十五大学、対象学生数が百六十人、これは主として私立の医科大学、歯科大学の入学一時金が非常に高額にわたる関係で、その分納制度を実施している大学等に對して、分納制度を認めているものに対して、日本私学振興財団を通じて融資しているわけでございます。

御指摘のとおり、現在逐年拡充を見ているわけですが、採用学生数等がまだまだ少ないわけですが、これにつきましてはいろいろ理由があるかと思えますが、まず一つは、やはり私どもは実施してまだ日が浅いということ、そのために各大学に對しまして十分理解が徹底していないということがあるというふうに考えているわけでございます。

したがって、まず第一に、この事業につきまして各大学に對しまして、いろいろな連盟とか協会とかそういうのを通じて、また私ども機会がありましたら直接PRを図る必要があるというふうに考えているわけでございます。それからもう一点は、御指摘のとおり、大学が

貸与するものについて日本私学振興財団を通じて融資するわけでございますので、貸与事務とか返還業務の事務とか、そういうものがかなりあるわけでございます。そういうことにつきましては、日本私学振興財団を通じて事務費の補助はいたしているわけでございますが、こういうこと等につきましても、今後とも改善、増額の方向で努力する必要があるというふうに考えるわけでございます。

それから、先ほど融資率の御指摘がありましたけれども、この点につきましては、日本私学振興財団を通じて私学に對します融資につきましては、たとえば学校建築費等に對する融資率等も七五％とかいう程度で、融資率がそういう程度になっているわけでございまして、今回のものについては融資率が九〇％ということになり高率の融資率を見ているわけでございまして、やはりこれは、一つには、こういう事業を実施するに對するの私立大学の自主性というものに期待しているんだというふうに私どもは理解しているわけでございます。

それから、御指摘の返還免除の規定のことにつきましては、まだ発足して非常に期間的に浅いわけでございますが、もう少し貸与の状況等判断させていたいただきたい、そういうふうにご考慮願うわけでございます。

○佐藤昭夫君 実施して日がまだ浅い、PRが十分進んでないということを主な理由に挙げられておられるわけでありまけれども、実は私も教員出身でありまして、私学の関係者にこの問題についていろいろ実情を聞いてみたんです。そうしますと、率直に言つて今度の大蔵省提案の進学ローンよりはましだとも言えるようないろいろな工夫をされた制度でありますけれども、しかしこのせつかくの制度が、事前に、制度をつくる前の段階で私学関係者によくいろいろの意見も聞いて練り上げてつくられた制度でないということで、いわば突然降つて出たような感じを、私学関係者が少なからずそういう気持ちを持っているということでは

すね。そういう点で、実はそういうプロセスのとなんかめぐつて、これがもうひとつ普及をしない。しかも内容的に見れば、きつきから挙げていますいろいろな限界がある、こういうこととありますので、ぜひせつかくのこの制度をもっと普及をしていく方向に、内容改善にひとつ努力を払っていただきたいと思います。

時間が来ておりますので、最後にもう一問だけお尋ねをしますが、今日、この私学の経営危機のもとで教職員の退職金などを国公並みの水準にしようとしますと、勢い入学金、授業料の大幅値上げをせざるを得ぬという、こういう相互関係にあるということは言うまでもない御存じの状況であるわけでございけれども、私立高校については指導監督権が知事にあることから、各都道府県ごとに、都道府県も一定の出資をしながら、各学校から資金を糾合をして財団をつくり、相互連帯的にこの退職金の問題を解決をしているという府県がかなりふえてきております。しかし大学にはこのような財団がないわけでありまして、指導監督権を持つ文部省が前面に乗り出して、国としてこういう一定の出資をして、各大学の資金を集めながらこうした制度を早くつくっていくということが非常に切望されておる問題でありますけれども、何か関係のない問題のようでありまけれども、実はこれが今回の進学ローン問題の根っこにありまます私学の財政危機、国民の側から見れば大きな負担、これをどうやって軽減をしていくかという問題との一翼の問題だという関係にもなるわけでありまますし、そういう点で、大学関係の退職金財団を早期確立をする、この問題について文部省はどういう努力をやっておられるのか、その点どうですか。

○説明員(高野文雄君) 先生御指摘の私立大学の教職員の退職金問題につきましては、さきに昭和四十九年にも私立学校振興方策懇談会から提出されました振興方策の中でも、国公立大学の振興といたうことについて所要の措置を講ずることというふうな御答申もいただいておりますので、これを受

けまして文部省では昭和五十一年、五十二年、調査研究費を計上いたしまして、まず現在の私立学校における退職状況をよく把握する必要があるというところで、五十一年、五十二年は幼稚園から大学まで全学種にわたりましたその実態の調査をしたわけでございまして、本年五十三年度におきましては、さらに学識経験者等を含めた新たな研究会を組織いたしまして、現行制度の関連について十分検討を重ね、私学教職員の退職金制度のあり方につきましまして、私学団体の意見も聞きながら検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

○佐藤昭夫君 大蔵大臣、文部省に現行制度の改善方向をいろいろお話ししてきておられるわけでありまけれども、冒頭お願いをしております、また大臣からも言われております総合的施策をこれからいろいろ検討していきたいということとの関係で、しかし結局最後の財政を握っているのが大蔵省だということ、この関係が出てくると思うんです。文部省がいろいろ今後検討の上出されてくるような方向について、ぜひ相協力をして、現状改善のために、一日も早くそうした改善が実現していく方向で、大蔵大臣として御努力をいただきたいと思うんですけれども、最後に所信を伺っておきたいと思ひます。

○国務大臣(村山達雄君) 財政は、もう御案内のとおり、限りある財源で最も有効な施策を講じておるところでございます。文部省は文部行政の立場で鋭意検討しておることは十分承知いたしておるわけでございます。そういうわけでございまして、文部省に十分御検討願ひまして、われわれも文部省の意見に真剣になりまして、一緒に一歩でも制度を進めてまいり、こういう基本的なスタンスで今後とも努力してまいりたいと、かように思つておるところでございます。

○佐藤昭夫君 終わります。

○中村利次君 二百億円ほどの予算措置をして進学ローンの制度を設けようということでありまますから、これは歓迎すべきことだと思ひますけれども

も、前回も申し上げましたように、何かやつぱり落としてしまふ感じがぬぐい切れないということと、それから、こういうまあ金融ではありますけれども国の政策として進学ローンをやろうというのに、貸付条件が部分的に異なる郵政がこれにかななければならぬという必然性も、どうもやつぱり、どうしても何かこう不協和音というものを感ぜざるを得ません。また教育とは何かということから言つても、進学も高校進学が九〇％を超え、大学の進学率も三分の一というようになると、大学の進学率が高いために結構でありますけれども、しかし巨額な寄付金等による裏口入学の話題も尽きないわけである。いろいろな点について、進学教育等について、じっくり見直すべき課題があると思ひますが、とにかく衆議院を全会一致で参議院に送つてきた本法案でありますから、参議院においてもこれは全会一致で立法化されるものと思ひますが、そういう法案だけに、ぜひひとつ国民に理解、支持をされるようなものにするための御努力をお願いしたいと思ひます。

すでに本委員会においていろいろ指摘をされた貸付条件、あるいは償還の条件、あるいはまた専修学校等についても、これは専修学校の位置づけをどうするかという問題等と絡めた、国民の理解と支持を得られるような、そういう答えをお出しいただかなければならぬと思ひます。これはもう御答弁は要りません。政府のりっぱなものにするための御努力を要望いたしまして、私の質問を終わります。

○委員長(嶋崎均君) 他に御発言もなければ、質疑は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認めます。それではこれより討論に入ります。御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べを願ひます。別に御発言もないようですから、これより直ちに採決に入ります。

国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の

一部を改正する法律案を問題に供します。
本家に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(嶋崎均君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

この際、福岡君から発言を求められておりますので、これを許します。福岡君。

○福岡知事 私は、ただいま可決されました国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案に対し、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党、日本共産党、民社党、第二院クラブ及び新自由クラブの各派共同による附帯決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

国民金融公庫法及び沖繩振興開発金融公庫法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法施行にあたり、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一、母子家庭等の家計の実情にかんがみ、進学資金貸付制度の改善について、今後とも実態に即するよう検討すること。

一、進学資金等の貸付の円滑な実施のため、国民金融公庫等の業務量の増大に即し、持ち帰り労働、人員の配置を含め事務処理体制の整備について十分配慮すること。

一、貸付金の償還に際し、やむをえない事情により返済が困難となつた場合の対応策について検討すること。

右決議する。

以上でございます。

○委員長(嶋崎均君) ただいま福岡君から提出されました附帯決議案を議題とし、採決を行います。

本附帯決議案に賛成の方の挙手を願います。
〔賛成者挙手〕

○委員長(嶋崎均君) 全会一致と認めます。よって、福岡君提出の附帯決議案は全会一致をもって

本委員会の決議とすることに決定いたしました。ただいまの決議に対し、村山大蔵大臣から発言を求められておりますので、この際これを許します。村山大蔵大臣。

○國務大臣(村山達雄君) ただいま御決議のありました事項につきましては、政府といたしまして御趣旨に沿つて配慮いたしたいと存じます。

○委員長(嶋崎均君) なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(嶋崎均君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十分散会

六月二日本委員会に左の案件を付託された。

一、ハイヤー・タクシー用自動車に対する物品税等減免措置に関する請願(第六一八六号)

一、国民金融公庫の定員増加に関する請願(第六二一五号)

一、国民金融公庫の融資制度等改善に関する請願(第六二二六号)

一、国民金融公庫の定員増加に関する請願(第六二四六号)

一、国民金融公庫の融資制度等改善に関する請願(第六二四七号)

一、国民金融公庫の定員増加に関する請願(第六三〇九号)(第六三二〇号)

一、国民金融公庫の融資制度等改善に関する請願(第六三二一号)(第六三二二号)

第六一八六号 昭和五十三年五月二十二日受理
ハイヤー・タクシー用自動車に対する物品税等減免措置に関する請願

請願者 千葉県船橋市丸山四ノ三二ノ三
和田寅吾外五十七名

紹介議員 大木 正吾君

この請願の趣旨は、第六九〇号と同じである。

第六二一五号 昭和五十三年五月二十三日受理
国民金融公庫の定員増加に関する請願

請願者 東京都文京区小石川二ノ三ノ一
三田村和江外二千九十七名

紹介議員 竹田 四郎君

現下の厳しい経済環境にあつて中小企業の経営の安定を図り、切実な要望となつて「迅速な融資」を進めるためにも国民金融公庫の人員を大幅に増加させたい。

理由

戦後最大といわれる不況がつづくなかで中小企業の経営はかつてないほどの深刻な状態にたつた。そのため、国民経済のなかで大きな比重を占める中小企業の経営の安定と事業の発展を保障する政策が必要となつており、とりわけ金融面での手厚い施策が強く求められている。なかでも、昨今の円高・不況倒産に苦しむ中小企業者は「長期で低利・十分な資金」とともに「迅速な融資」の実現を強く望んでいる。国民金融公庫は政府関係中小企業金融機関として設立以来、中小企業金融の一翼を担ひ発展してきたが、最近の職員一人当たりの仕事量は十年前に比べ二倍近い状態となつており、これらの要望に十分こたえられない現状にある。

第六二一六号 昭和五十三年五月二十三日受理
国民金融公庫の融資制度等改善に関する請願

請願者 東京都千代田区神田神保町一ノ八
神部誠外二千九十九名

紹介議員 竹田 四郎君

国民経済のなかで大きな比重を占める中小企業の経営の安定と事業の発展を金融面から保障するうえで、国民金融公庫の融資制度等の改善・充実は急務となつており、次の事項を速やかに実施されたい。

一、国民金融公庫の資本金の増加と財政投融資資金からの融資を大幅に増やすこと。

二、中小企業者の要望に応じた支店の増設を図ること。

三、貸付金利を引き下げるとともに貸付限度額の引き上げを行うこと。

四、「倒産対策緊急融資制度」については特に長期・低利で大幅な資金量を確保するとともに、これを制度化すること。

理由

石油ショックにつづく経済環境悪化のなかで、中小企業者の公庫に対する資金依存はますます増大してきている。国民金融公庫の貸付金の財源は、主として政府出資の資本金と政府からの借入金によつてまかなわれているが、資本金は昭和三十一年以降全く増加していない状態にあり、「長期で低利・十分な資金」を願う中小企業者の要求に十分にこたえられない現状にある。また、円高・不況倒産が史上最高を記録する厳しい経済環境のもとにあつて「倒産対策緊急融資制度」や「為替変動対策緊急融資制度」等に対する改善・拡充の要望も強まつてきている。

第六二四六号 昭和五十三年五月二十四日受理
国民金融公庫の定員増加に関する請願

請願者 静岡県浜松市田町一〇八 鈴木隆吉外百六十四名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第六二一五号と同じである。

第六二四七号 昭和五十三年五月二十四日受理
国民金融公庫の融資制度等改善に関する請願

請願者 兵庫県西宮市神楽町一ノ二六 東玲子外百二名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第六二一六号と同じである。

第六三〇九号 昭和五十三年五月二十五日受理
国民金融公庫の定員増加に関する請願

請願者 石川県金沢市円光寺二ノ六ノ一一 前川玉枝外百四十九名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第六二一六号と同じである。

第五部 大蔵委員会会議録第二十四号 昭和五十三年六月六日【参議院】

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第六二一五号と同じである。

第六三二〇号 昭和五十三年五月二十五日受理

国民金融公庫の定員増加に関する請願

請願者 徳島市南二軒屋町二ノ一ノ九 宮

本敏治外四百九十九名

紹介議員 野末 陳平君

この請願の趣旨は、第六二一五号と同じである。

第六三二一号 昭和五十三年五月二十五日受理

国民金融公庫の融資制度等改善に関する請願

請願者 神戸市生田区北野町四ノ二三ノ一

城戸健二外百九十四名

紹介議員 福岡 知之君

この請願の趣旨は、第六二一六号と同じである。

第六三二二号 昭和五十三年五月二十五日受理

国民金融公庫の融資制度等改善に関する請願

請願者 島根県平田市平田町一、一〇一

勝部みさ子外四百五十六名

紹介議員 野末 陳平君

この請願の趣旨は、第六二一六号と同じである。

昭和五十三年六月二十一日印刷

昭和五十三年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局